

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この項において」を削り、「及び」の下に「採草放牧地(一)を加え、「主として」を「主として」に改め、「ものをいう」の下に「第三十二条第二号において同じ。」を加え、「をいう」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四 開発して農用地又は農業用施設の利用に供される土地とすることが適当な土地

第二条第三項中「農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三條第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る)を除く」に改め、同項第二号中「第十八條第七項」を「第十八條第九項」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

第八條第三項第四号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 農地中間管理権の取得に当たつて、当該取得した農地の貸付けを円滑に行う観点から、農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について、当該農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者があつた場合には、その者。以下この口において「所有者等」という。)が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、農地中間管理機構が、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すこと。

第十八條第一項中「この条及び第二十一条第一項において」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

第十八條中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項に次の一号を加える。

六 第二項第二号に規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備へること。

イ 農用地であつて、当該土地に係る賃借権の設定等の内容が農地法第五條第一項本文中に規定する場合に該当するもの。同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八條第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であつて、当該土地に係る賃借権の設定等の内容が同法第十五條の二第一項に規定する開発行為に該当するもの(イに掲げる土地を除く)。同条第四項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

第十八條第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の認可をしようとする場合において、その申請に係る農用地利用配分計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用配分計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 前項第六号イに掲げる土地(農地法第四條第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。)当該指定市町村の長

二 前項第六号ロに掲げる土地(農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。)当該指定市町村の長

第十八條第三項の次に次の一項を加える。

4 農地中間管理機構は、第一項の認可の申請をしようとするときは、前項の規定により聴取した利害関係人の意見を記載した書類を提出しなければならない。

第十九條第一項中「市町村」の下に「又は農用地の利用の促進を行う者であつて農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するもの(以下この条において「市町村等」という。))を加え、同条第二項中「市町村」を「市町村等」に、「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「市町村」を「市町村等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等)

第十九條の二 農地中間管理機構は、一の農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第十八條第一項の農用地利用集積計画をいう。以下同じ。)において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる。この場合において、当該賃借権の設定等を行うことについて同条第三項第四号の同意をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

2 第十八條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第三項中「農用地利用配分計画を定める」とあるのは「第十九條の二第一項の規定による協議をする」と、同条第四項中「第一項の認可の申請」とあるのは「第十九條の二第一項の規定による協議」と読み替へるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る農用地利用集積計画が第十八條第五項第一号及び第二号の要件に該当すると認めるときは、これに同意するものとする。

第二十一条第一項を次のように改める。

農地中間管理機構は、第十八條第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画(第十九條の二第一項の規定により同法第十八條第三項第四号の同意をしたものに限る。)の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について報告を求めることができる。

第二十一条第二項中「該当するとき」の下に「、又は農地法第六條の二第二項第二号の規定による通知を受けたとき」を加え、「同項」を「前項」に改める。